

新型コロナウイルス拡大に伴う 通学定期券の取扱いについて

日頃より甘木鉄道をご利用いただきありがとうございます。
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当分の間、通学定期券は、
下記のとおり取り扱うこととします。

記

【在校生の通学定期券購入】

通常の見扱ひ	今回の特例
新年度の初回購入時または満了期日が 新年度の5月1日以降にまたがる場 合には、「学校長の証明」が必須とな ります。	「在学を証明できるもの」があれば、今 回、「学校長の証明」がなくても定期券 を購入することができます。 「在学を証明できるもの」とは、 在学証明書、通学証明書、学生証、 前回まで使用した定期券など ただし、前回と異なる内容の申請につい ては、新たに「学校長の証明」が必要で す。 例：住所変更（引っ越し）による区間変更等

【新入生の通学定期券購入】

小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学・専門学校などへの進学
の場合は、新たに「**学校長の証明**」が必要です。

「**学校長の証明**」には、学校名印と代表者職印の両方が必要です。

ご不明な点につきましては、営業時間内に総務営業部までお問い合わせをお願いします。

甘木鉄道株式会社

TEL：0946-23-1111

営業時間：08時30分～17時30分

※日曜日・祝日は休業日です。